

大切なお知らせ

児童手当・特例給付制度について

令和4年10月支給分より児童手当の制度が一部変更になります。

(1) 特例給付の支給に係わる所得上限額が設けられます。

⇒所得額により特例給付の支給がされない方が発生します。

⇒支給結果については、9月下旬ごろより順次郵送いたします。

(2) 現況届の提出が原則不要になります。

⇒ただし引き続き提出が必要な一部の受給者(裏面参照)については、6月上旬に現況届を郵送いたします。

○上記変更事項の詳細について

(1) 所得制限限度額・所得上限限度額について

令和4年10月支給分から、児童を監護・養育している方の所得が裏面表の②以上の場合、児童手当等は支給されません。

※ 児童手当等が支給されなくなったあとに所得が②を下回った場合、

改めて認定請求書の提出等が必要となりますので、ご注意ください。

※ 再申請期間については毎年6月1日～6月末日となります。**(申請が遅れた場合、遅れた月分の手当が受けられなくなる可能性がございますので、ご注意ください。)**

※児童を監護・養育している方の所得が、裏面表の①(所得制限限度額)未満の場合、児童手当を、所得が①以上②(所得上限限度額)未満の場合、法律の附則に基づく特例給付(児童1人当たり月額一律5,000円)を支給します。

**裏面に続きます。
必ずご確認ください。**

| | ①所得制限限度額 | | ②所得上限限度額 | |
|---------------------------------------|-------------------|--------------------|-------------------|--------------------|
| | 所得額 (万円) | 収入額の目 安 (万円) | 所得額 (万 円) | 収入額の目 安 (万円) |
| 扶養親族等の数 (カッコ内は例) | | | | |
| 0人 (前年末に児童が生まれて いない場合 等) | 622 | 833.3 | 858 | 1071 |
| 1人 (児童1人の場合 等) | 660 | 875.6 | 896 | 1124 |
| 2人 (児童1人 + 年収103万 円以下の配偶者の場合 等) | 698 | 917.8 | 934 | 1162 |
| 3人以上 | 1人につき38万円 ずつ加算 | | 1人につき38万円 ずつ加算 | |

※ 扶養親族等の数は、所得税法上の同一生計配偶者及び扶養親族（里親などに委託されている児童や施設に入所している児童を除きます。以下、「扶養親族等」といいます。）並びに扶養親族等でない児童で前年の12月31日において生計を維持したものの数をいいます。扶養親族等の数に応じて、限度額（所得額ベース）は、1人につき38万円（扶養親族等が同一生計配偶者（70歳以上の者に限ります。）又は老人扶養親族であるときは44万円）を加算した額となります。

※ 「収入額の目安」は、給与収入のみで計算しています。あくまで目安であり、実際は給与所得控除や医療費控除、雑損控除等を控除した後の所得額で所得制限を確認します。

(2) 現況届の省略について

- 令和4年度現況届から受給者の現況を公簿等で確認できる場合、**現況届の提出を不要とします。**

※ただし以下の方は、引き続き現況届の提出が必要です。

- 離婚協議中で配偶者と別居されている方
- 配偶者からの暴力等により、住民票の住所地が四日市市と異なる方
- 過年度現況未提出者の方
- 支給要件児童の戸籍や住民票がない方
- 法人である未成年後見人、施設等の受給者の方
- その他提出の案内があった方

※また、以下の変更事項があった方は市町村に届出てください。

- 児童を養育しなくなったことなどにより、支給対象となる児童がいなくなったとき
- 受給者や配偶者、児童の住所が変わったとき（他の市区町村や海外への転出を含む）
- 受給者や配偶者、児童の氏名が変わったとき
- 一緒に児童を養育する配偶者を有するに至ったとき、または児童を養育していた配偶者がなくなったとき
- 受給者の加入する年金が変わったとき（受給者が公務員になったときを含む）
- 国内で児童を養育している者として、海外に住んでいる父母から「父母指定者」の指定を受けるとき
- 今年の1月1日時点で受給者または配偶者が海外に居住していたとき
- 離婚協議中の受給者が離婚をしたとき

公務員の場合は、勤務先から児童手当が支給されます。

以下の場合、その翌日から**15日以内**に現住所の市区町村と勤務先に届出・申請を行ってください。

- 公務員になった場合
- 退職等により、公務員でなくなった場合
- 公務員ではあるが、勤務先の官署に変更がある場合

※申請が遅れた場合、遅れた月分の手当が受けられなくなる可能性がございますので、ご注意ください。

※ポルトガル語・スペイン語翻訳版は市HPよりご確認ください。

お問い合わせ先

四日市市役所 こども保健福祉課 給付係
電話：059-354-8083